認可日	令和３年12月14日
（大網白里市社指令第28号）	

定　　款

社会福祉法人　緑陽会

第５号様式（第３条第２項）

社会福祉法人定款変更認可可否決定通知書

大網白里市社指令第９号
令和３年１２月１４日

大網白里市柿餅２６８番地２
社会福祉法人　緑陽会
理事長　加茂　弘志　様

大網白里市長　金坂　昌典

令和３年１２月１０日付けで申請のあった社会福祉法人の定款変更の認可について、社会福祉法第４５条の３６第２項において準用する同法第３２条の規定により下記のとおり決定したので通知します。

記

１　認可する。

２　~~認可しない。~~
　　~~理由~~

教示

１　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、大網白里市長に対し審査請求することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求することができなくなります。）。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、大網白里市を被告として（訴訟において大網白里市を代表する者は大網白里市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

目　　次

第１章　総則 1

第１条（目的）
第２条（名称）
第３条（経営の原則等）
第４条（事務所の所在地）

第２章　評議員

第５条（評議員の定数）
第６条（評議員の選任及び解任）
第７条（評議員の任期） 2
第８条（評議員の報酬等）

第３章　評議員会

第９条（構成）
第10条（権限）
第11条（開催） 3
第12条（招集）
第13条（決議）
第14条（議事録）

第４章　役員及び職員

第15条（役員の定数）
第16条（役員の選任） 4
第17条（理事の職務及び権限）
第18条（監事の職務及び権限）
第19条（役員の任期）
第20条（役員の解任）
第21条（役員の報酬等）
第22条（事務局及び職員）

第５章　理事会 5

第23条（構成）
第24条（権限）
第25条（招集）
第26条（決議）
第27条（議事録）

第６章　資産及び会計

第28条（資産の区分）
第29条（基本財産の処分） 6
第30条（資産の管理）
第31条（事業計画及び収支予算）
第32条（事業報告及び決算）
第33条（会計年度） 7
第34条（会計処理の基準）
第35条（臨機の措置）

第７章　公益を目的とする事業

第36条（種別）

第８章　解散

第37条（解散）
第38条（残余財産の帰属）

第９章　定款の変更　8

第39条（定款の変更）

第 10 章　公告の方法その他

第40条（公告の方法）
第41条（施行細則）

附則

社会福祉法人 緑陽会 定款

第１章　総則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

（イ）特別養護老人ホームの経営

（２）第二種社会福祉事業

（イ）老人デイサービス事業の経営
（ロ）老人短期入所事業の経営
（ハ）老人介護支援センターの経営

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人緑陽会という。

（経営の原則等）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、（地域の独居高齢者、子育て世帯、経

済的に困窮する者 等）を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を千葉県大網白里市柿餅268番地2に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員７名以上11名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員１名の合計３名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成すること

を要する。

（評議員の任期）

第７条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第８条　評議員に対して、各年度の総額が 400,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第３章　評議員会

（構成）

第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第10条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事の選任又は解任

（２）理事及び監事の報酬等の額

（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）予算及び事業計画の承認

（５）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認並びに事業報告の承認

（６）予算外の新たな義務の負担または権利の放棄

（７）定款の変更

（８）残余財産の処分

（９）基本財産の処分

（10）社会福祉充実計画の承認

（11）公益事業に関する重要な事項

（12）解散

（13）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第11条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３ケ月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第12条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招

集する。

2　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第13条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）定款の変更

（３）その他法令で定められた事項

3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第14条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名は、前項の議事録に記名押印する。

第４章　役員及び職員

（役員の定数）

第15条　この法人には、次の役員を置く。

（１）理事　６名以上10名以内

（２）監事　２名以上

2　理事のうち１名を理事長とする。

3　理事長以外の理事のうち、２名を業務執行理事とすることができる。

（役員の選任）

第16条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2　理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第17条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3　理事長及び業務執行理事は、４月を超える間隔で年２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第18条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第19条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3　理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第20条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第21条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職員）

第22条　この法人に、職員を置く。

2　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　理事会

（構成）

第23条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第24条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）

第25条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第26条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第27条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章　資産及び会計

（資産の区分）

第28条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

2　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（1）千葉県大網白里市柿餅字川端268番地2所在の鉄骨鉄筋コンクリート造鋼板葺2階建 特別養護老人ホームおおあみ緑の里 建物1棟（2923.96㎡）

（2）千葉県大網白里市柿餅字川端262番3及び268番2、同市上貝塚字南新田506

番、同市七兵エ屋敷 464 番 1 及び 2 所在の特別養護老人ホームおおあみ緑の里敷地（7403.43 ㎡）

3　その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4　公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第29条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、大網白里市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大網白里市長の承認は必要としない。

（1）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（2）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第30条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第31条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第32条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（5）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

（6）財産目録

2　前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3　第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供す

るとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第33条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第34条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第35条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第７章　公益を目的とする事業

（種別）

第36条　この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（1）居宅介護支援事業の経営

2　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章　解散

（解散）

第37条　この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第38条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第９章　定款の変更

（定款の変更）

第39条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大網白里市長の認可（社会福祉法第45条の36第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大網白里市長に届け出なければならない。

第 10 章　公告の方法その他

（公告の方法）

第40条　この法人の公告は、社会福祉法人緑陽会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第41条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　　加　茂　よ　志
理　事　　小　川　敏　雄
理　事　　北　山　多　吉
理　事　　田　中　久　子
理　事　　加　茂　　清

理　事　　金　勝　房　子
理　事　　嶋　崎　あつ子
理　事　　中　野　利根子
理　事　　内　屋　幸　一
監　事　　小　川　公　延
監　事　　松　本　利　幸

附則　この定款は平成９年６月22日から適用する。
附則　この定款は平成10年４月１日から適用する。
附則　この定款は平成12年４月１日から適用する。
附則　この定款は平成13年11月１日から適用する。
附則　この定款は平成14年10月10日に施行し平成14年３月31日から適用する。
附則　この定款は平成15年４月１日に施行し平成15年２月５日から摘用する。
附則　この定款は平成17年４月１日から適用する。
附則　この定款は平成17年12月４日から適用する。
附則　この定款は平成20年１月31日から適用する。
附則　この定款は平成21年８月21日から適用する。
附則　この定款は平成25年３月24日から適用する。
附則　この定款は平成29年４月１日から適用する。
附則　この定款は令和３年12月14日から適用する。

定款変更新旧対照表

令和３年９月１日改正

令和　　年　月　　日認可

変更内容　役員等の定数変更。

変　更　前	変　更　後
（評議員の定数） 第５条　この法人に評議員８名を置く。	（評議員の定数） 第５条　この法人に評議員７名以上11名以内を置く。
（役員の定数） 第15条　この法人には、次の役員を置く。 （１）理事　７名 （２）監事　２名 （略）	（役員の定数） 第15条　この法人には、次の役員を置く。 （１）理事　６名以上10名以内 （２）監事　２名以上 （略）

定款変更新旧対照表

平成25年3月24日改正

平成　年　月　日認可

変更内容　大網白里市(平成25年1月1日)市制移行に伴う法人所在地、監督庁等の変更。

変　更　前	変　更　後
（事務所の所在地） 第４条　この法人の事務所を千葉県山武郡大網白里町柿餅268番地2号に置く。	（事務所の所在地） 第４条　この法人の事務所を千葉県大網白里市柿餅268番地2に置く。
（監事による監査） 第11条　（略） ２　監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会並びに千葉県知事に報告するものとする。 （略）	（監事による監査） 第11条　（略） ２　監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会並びに大網白里市長に報告するものとする。 （略）
（資産の区分） 第18条　（略） ２　（略） （１）土地　千葉県山武郡大網白里町柿餅字川端262番地3・268番地2 同町上貝塚字南新田506番地・七兵ェ屋敷464番1・2所在の（以下省略） （２）建物　千葉県山武郡大網白里町柿餅268番地2所在の（以下省略）	（資産の区分） 第18条　（略） ２　（略） （１）土地　千葉県大網白里市柿餅字川端262番3・268番2 同市上貝塚字南新田506番・七兵ェ屋敷464番1・2所在の（以下省略） （２）建物　千葉県大網白里市柿餅字川端268番地2所在の（以下省略）
（基本財産の処分） 第19条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意を得て、千葉県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、千葉県知事の承認は必要としない。	（基本財産の処分） 第19条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意を得て、大網白里市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大網白里市長の承認は必要としない。
（合　併） 第31条　合併しようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意を得て、千葉県知事の認可を受けなければならない。	（合　併） 第31条　合併しようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意を得て、大網白里市長の認可を受けなければならない。
（定款の変更） 第32条　この定款を変更しようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意を得て、千葉県知事の認可（社会福祉法第43条第1項に規	（定款の変更） 第32条　この定款を変更しようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意を得て、大網白里市長の認可（社会福祉法第43条第1項に

定款変更新旧対照表

変　更　前	変　更　後
定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。 2　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を千葉県知事に届け出なければならない。	規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。 2　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大網白里市長に届け出なければならない。

定款変更新旧対照表

平成 21 年 8 月 21 日認可

変更内容　現行定款特別養護老人ホームおおあみ緑の里面積 2876.26 ㎡を増築分 47.70 ㎡を加えた

2923.96 ㎡に訂正する。

変　更　前	変　更　後
(資産の区分) 第18条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産の3種とする。 2　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。 (1)土地　千葉県山武郡大網白里町柿餅字川端262番地3・268番地2 同町上貝塚字南新田506番地・七兵エ屋敷464番1・2所在の特別養護老人ﾎｰﾑおおあみ緑の里敷地 (7403.43平方ﾒｰﾄﾙ) (2)建物　千葉県山武郡大網白里町柿餅268番地2所在の鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ 鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造鋼板葺2階建 特別養護老人ﾎｰﾑおおあみ緑の里建物1棟(2876.26平方ﾒｰﾄﾙ) 3　(以下略)	(資産の区分) 第18条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産の3種とする。 2　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。 (1)土地　千葉県山武郡大網白里町柿餅字川端262番地3・268番地2 同町上貝塚字南新田506番地・七兵エ屋敷464番1・2所在の特別養護老人ﾎｰﾑおおあみ緑の里敷地 (7403.43平方ﾒｰﾄﾙ) (2)建物　千葉県山武郡大網白里町柿餅字川端268番地2所在の鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄骨造鋼板ぶき2階建 特別養護老人ﾎｰﾑおおあみ緑の里建物1棟(2923.96平方ﾒｰﾄﾙ) 3　(以下略)